

令和4年2月 日

「まにわくん」を乗り継ぎで通学される生徒の方へ

真庭市教育委員会教育総務課

真庭市生活環境部くらし安全課

真庭市では、令和4年4月1日からコミュニティバス「まにわくん」を日常の通学手段として市内高等学校に通学する市内在住の高校生を対象に、通学経路において乗り継ぎが必要となる場合は、乗り継ぎ証明書を発行し通学費の一部を負担いたします。

現在、「まにわくん」は、乗車1回につき200円の運賃が必要です。「まにわくん」を乗り継いで通学する高校生の場合、片道400円の通学費の負担となっています。

そこで、真庭市教育委員会では、「乗り継ぎ証明書」を発行することで、「まにわくん」を利用して市内高等学校へ通学する高校生の片道運賃を200円になるよう新たな支援の仕組みをつくりました。

「まにわくん」で乗り継ぎ通学する場合、別紙『真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書交付申請書』により、真庭市教育委員会教育総務課まで申請をしてください。

真庭市教育委員会教育総務課

電話：0867-42-1085

記

次の資格要件すべてを満たす高校生が対象です。

- 真庭市内の高等学校に通う真庭市内在住の高校生
- 「まにわくん」を日常の通学手段とし、片道の通学経路で2回以上乗車して通学する高校生

乗り継ぎ証明書の利用の流れ

- 1) 真庭市役所：令和4年度の乗り継ぎ証明書申請書を市内各高校に配布（令和4年2月）
- 2) 市内各高校：各クラスに申請書を必要部数配布・案内（令和4年2～3月）
- 3) 現役高校生：申請書により真庭市教育委員会教育総務課へ申請（令和4年2～3月）
- 4) 新入学高校生：各高校での入学説明会において乗り継ぎ通学である旨を申し出て、申請書を受け取る。新年度入学式までに真庭市教育委員会教育総務課、または、最寄りの各振興局地域振興課窓口へ申請書を提出（3月）
- 5) 真庭市教育委員会：乗り継ぎ証明資格を確認し、令和4年度乗り継ぎ証明書を高校生に交付（3～4月）。（申請受付から交付まで1週間程度かかります。）
- 6) 高校生：令和4年4月1日以降、片道1回目降車時の運賃支払いの際、乗り継ぎ証明証を運転手に提示する。
- 7) 運転手：乗り継ぎ証明書確認後、片道2回目以降の乗り継ぎ券を渡す。
- 8) 高校生：受け取った乗り継ぎ券を、片道2回目以降の降車時に使用する。

免責事項

- 1) 乗り継ぎ証明書の発行は当該年度分につき原則 1 回としますが、紛失した場合は、再発行いたしますので、真庭市生活環境部くらし安全課までお問い合わせください。
- 2) 乗り継ぎ証明書を使用できるのは、申請者が申請書に記載した路線（ルート）の乗り継ぎ停留所から発車する「まにわくん」のみです

真庭市コミュニティバス「まにわくん」について

「まにわくん」の各ルートと時刻表は下記 QR コードからご覧いただけます。



真庭市教育委員会教育長 様

住 所 真庭市

申請者名

電話番号

真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書交付申請書

真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書の交付を受けたいので、真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書交付規程第3条第1項の規程により、関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたり、申請者の住民基本台帳を確認することに同意します。

通学者名			
居住地	真庭市		
高校名	岡山県立	高等学校	校地
		科	学年
真庭市 コミュニティバス 乗車区間	路線名	利用する停留所名	
	ルート	停留所～	停留所
	ルート	停留所～	停留所
	ルート	停留所～	停留所
発行申請区分	<input type="checkbox"/> 年度分新規	<input type="checkbox"/> 年度分継続	
関係書類	・生徒手帳提示		

下欄には、記載しないでください。

<input type="checkbox"/> 住民票確認、 <input type="checkbox"/> 在籍確認 発行年月日: 年 月 日 今回発行した乗り継ぎ証明書の No:
